

大阪府特定健診情報等連携促進事業補助金募集要領

大阪府は、府の特定健診実施率向上及び事業主が健康づくりに取り組みやすい職場環境を整備する一環として、事業主が実施した従業員等の健康診断結果の情報連携を促進するため、「大阪府特定健診情報等連携促進事業補助金」の補助対象者を募集します。

I 補助金の概要

1 補助金の内容

府内の保険者が特定健診実施率の向上と事業主が従業員の健康づくりに関する取組みを推進することを目的として実施する、保険者から事業主への電話勧奨事業に対して、府が予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

(1)及び(2)に該当する事業者とします。

(1)事業所規模(被保険者数)が50人未満の加入事業所が府内に所在する保険者

(2)令和6年度に加入事業主に対して高齢者の医療の確保に関する法律第27条第3項に基づき提供依頼をしている保険者

※ 次のいずれかに該当する者は対象者としません。

① 暴力団(大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

② 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)

③ 代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの。

3 補助対象事業

次の(1)及び(2)を実施し、対象要件の全てに該当する事業となります。

(1)特定健診を含む従業員の生活習慣病対策に関する電話確認

<対象要件>

① 事業主が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条に基づき実施した従業員の健康診断結果を保管しているかを確認すること。

② その健診結果のうち特定健診項目に関する情報について、高齢者の医療の確保に関する法律第27条第3項に基づき保険者にデータ連携を促すこと。

③ 電話勧奨により、健康診断結果の提供が可能である旨の回答があった場合は、一定期間後に進捗の確認をすること。

(2)(1)の電話確認時における、健康診断結果の情報提供が進まない理由の把握

<対象要件>

事業主がこれまで健康診断結果を保険者へ提供していなかった要因や今後も同結果の

提供ができない旨の回答があった場合は、その理由を可能な限り聴取し、事業成果報告書に記録すること。

(3)事業を実施する際の留意事項

補助対象者は、事業者健診データの連携を促進し、効果的な電話勧奨事業となるよう工夫して、事業を実施してください。

- ① 電話勧奨業務を委託する場合は、事業者選定に当たり事業者健診に関する業務実績を有するかどうか確認すること。
- ② 電話勧奨業務は担当者との対話を想定し、不在の場合は曜日・時間を変更して3回以上架電すること。
- ③ 電話勧奨にかかる経費は1件当たり300円(補助額150円)を上限とします。
- ④ 電話勧奨のトークスクリプト作成経費、聴取内容のとりまとめにかかる経費及び一般管理費の合計額は総事業費の18%を上限とします。
- ⑤ 事業主への接続率は70%以上を目指して実施すること。
- ⑥ 健診結果票の提供応諾率は接続数の40%以上を目指して実施すること。
- ⑦ 事業所へ架電において専用の電話番号を設置し、同番号にて問い合わせも対応する場合の経費も補助対象とする。
- ⑧ 電話勧奨の結果レポートの作成費用も補助対象とする。
- ⑨ 実績報告は府様式によること。

4 補助率、補助金額及び補助対象経費

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1保険者当たり 8,314千円	補助対象事業を実施するための電話勧奨にかかる経費、電話勧奨のトークスクリプト作成経費、聴取内容のとりまとめにかかる経費(委託費、人件費、役務費、消耗需用費等)	1/2

5 補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、補助金の交付決定日から着手して、事業が完了する日(令和7年1月31日)までに実施した電話勧奨を対象とします。

II 利用計画書の提出

III補助金の申請の前に、事業内容を記載した利用計画書を提出してください。

1 提出書類

利用計画書(様式第1号)を提出してください。

<添付書類>

事業支出予定額明細書(兼収入支出予算見込書(抄本))(様式第1-2号)

2 提出期限

(1) 提出期間

令和6年8月19日(月)まで

(2) 申請方法

申請書類は「大阪府行政オンラインシステム」でご提出ください。

申請様式については、ウェブサイトからダウンロード可能です。

大阪府ホームページ 健康格差の解決プログラム促進事業(特定健診・特定保健指導)

(URL)<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kenkokakusa/index.html>

Ⅲ 補助金の申請

1 申請者

申請者は補助対象者となります。

2 申請書類

書類交付申請書(様式第3号)を提出してください。(書類不備があった場合は、審査ができませんので、必ず確認の上、提出ください。)

<添付書類>

- ① 補助金所要額調書(様式第3-2号)
- ② 事業収支予定額明細書(兼収入支出予算見込書(抄本))(様式第3-3号)
- ③ 利用計画書(様式第3-4号)
- ④ 要件確認申立書(様式第3-5号)
- ⑤ 暴力団等審査情報(様式第3-6号)
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

3 申請期間・申請方法・問合せ先

(1) 申請期間

令和6年8月30日(金)まで

(2) 申請方法

申請書類は「大阪府行政オンラインシステム」でご提出ください。

申請様式については、ウェブサイトからダウンロード可能です。

大阪府ホームページ 健康格差の解決プログラム促進事業(特定健診・特定保健指導)

(URL)<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kenkokakusa/index.html>

4 留意事項

- (1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (2) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とし、補助金の交付を停止、又は既に交付した補助金の返金を指示します。
- (3) 申請書類に不備がある場合は受け付けできません。
- (4) 申請書類は、返却いたしません。

Ⅲ 補助対象事業の交付決定

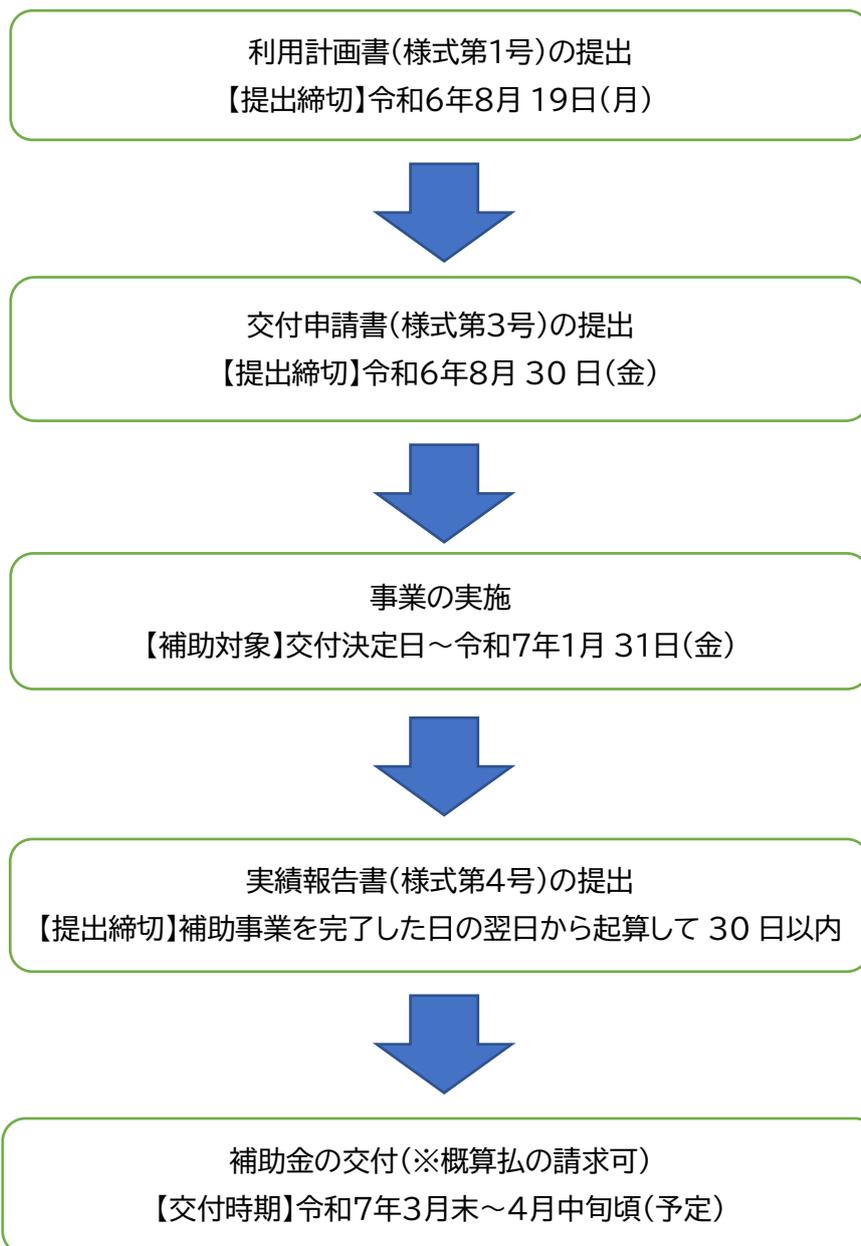
1 交付決定の方法

申請書類の内容を審査の上、適正であると認められる場合、予算の範囲内で交付の決定を行います。

2 審査時期

交付申請書を受付後、随時書類審査を行います。

Ⅳ 補助金交付までの流れ



本事業に関する問合せ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館6階

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課企画・データヘルス推進グループ

電話番号:06-6944-9158